

第二十四回国会 衆議院 商工委員会 議録 第三十九号

昭和三十一年四月二十五日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事 野野 彦吉君 理事 小平 久雄君

理事 笹本 一雄君 理事 長谷川 四郎君

理事 中崎 敏君 理事 永井勝次郎君

秋田 大助君 阿左美廣治君

宇田 耕一君 大倉 三郎君

菅 太郎君 菅野和太郎君

椎名悦三郎君 島村 一郎君

鈴木周次郎君 田中 角榮君

中村庸一郎君 野田 武夫君

南 好雄君 山本 勝市君

伊藤卯四郎君 加藤 清二君

佐々木良作君 佐竹 新市君

多賀谷眞檢君 田中 武夫君

帆足 計君 松尾トシ子君

松平 忠久君

出席政府委員

公正取引委員 横田 正俊君

員會委員長 坂根 哲夫君

總理府事務官(公正取引委員事務局長) 局經濟部長 川野 芳滿君

通商産業政務次官 岩武 照彦君

通商産業事務官(大臣官房長) 岩武 照彦君

中小企業庁長官 佐久 洋君

通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 秋山 武夫君

委員外の出席者 専門員 越田 清七君

四月二十四日

繊維工業設備臨時措置法制定反対に

第一類第九号

商工委員会議録第三十九号

昭和三十一年四月二十五日

関する請願(帆足計君紹介)(第二〇五八号)

同(横山利秋君紹介)(第二〇五九号)

同(平岡忠次郎君紹介)(第二〇六〇号)

同(春日一幸君紹介)(第二〇六一号)

同(加藤清二君紹介)(第二〇六二号)

同(田中武夫君紹介)(第二〇六三号)

同(永井勝次郎君紹介)(第二〇六四号)

同(多賀谷眞檢君紹介)(第二〇六五号)

同(松原喜之次君紹介)(第二〇六六号)

同(伊藤好道君紹介)(第二〇六七号)

同(勝間田清一君紹介)(第二〇六八号)

同(正木清君紹介)(第二〇六九号)

同(赤松勇君紹介)(第二〇七〇号)

同(淺沼稻次郎君紹介)(第二〇七一号)

同(中村高一君紹介)(第二〇七二号)

同(井上良二君紹介)(第二〇七三号)

同(横井太郎君紹介)(第二〇九六号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二〇九七号)

同(加藤鏡五郎君紹介)(第二〇九八号)

木造船の中共向輸出解禁に関する請願(原捨忠君紹介)(第二二二六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 下請代金支払遅延等防止法案(内閣提出第一三三三号)

○神田委員長 これより会議を開きます。下請代金支払遅延等防止法案を議題とし、審査を進めます。

質疑を継続いたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。多賀谷眞檢君。まず政務次官にお尋ねいたしますが、実は百貨店法の場合に、われわれは百貨店法の法案の中に単なる新設の制限だけでなく、営業方法の制限について、あるいは仕入れ先との取引の規制について掲げてお

りました。そのない根拠は何かと言いました。ところが、それは独禁法にあるからということ逃げられたわけですが、ところがこの下請代金支払遅延等防止法案は、いわば独禁法の中でこれだけ特別に出してある。いわば独禁法と競合といえますか、あるいは補充的法律といえますか、そういう関係にある。百貨店法の場合、これは独禁法の範囲内であるからといって逃げられてお

き方ではないか、かように考えるわけですが、政府はどういうようにお考えであるか。

○川野政府委員 御承知のように百貨店法は実は通産省所管として出した法律であります。そこで実はいろいろ検討いたしましたのでありますが、前回にも御答弁申し上げましたように、百貨店は信用を重んずるところでございますので、勧告いたしましたも、これによって目的を達するであろう、こういう観点から実は独禁法によって取り締まれる面は独禁法にゆだねるということにいたしましたような次第でございますが、今回の法律案にはなせしからばたい

ま仰せのように規定を設けたかというお尋ねでございますが、この点につきましても、所管が公正取引委員会の方で出された法律案でありますから、どうぞ一つ公正取引委員会の方に御尋ねを願いたいと思っております。

○多賀谷委員 なるほど政務次官は通産省の政務次官ですけれども、内閣提出の議案でございますから、政府としてお答え願いたいと思う。どうも通産省と公取の、係でむしろ非常に矛盾した行き方をなさっております、こういう点を考えておるわけでありませう。この百貨店法におきましては、今申しました仕入れ先との規制の問題、あるいは営業の方法の規制に關していろいろ公取法違反の問題が従来指摘され、そうしてまだそれがわれわれとしては公取が考えておるようには十分行われていない、かように考えておったのであり

ます。ところが百貨店は信用を重んずるからそれは勧告でよからう、何も法律に書く必要はないと言われますけれども、この下請代金だつて勧告ですよ。この法案だつて勧告以外には何もものない。最後の処罰は独禁法でいくので

すから、私はその点やはり矛盾をしてはいはしないか、こういうように考えるわけですが、この下請代金支払い遅延防止に關する法律案というのものはやはり主体は勧告であります、勧告以外には何もものない。それで勧告を聞かなかつた場合ということになりますと、また独禁法に返っていくのですから、やはり同じです。ですから、同じ政府が同じ時分に出された法案で取扱いが違

うというのには、どうも解せないのですが、もう一度御答弁を願いたい。

○川野政府委員 目的に達するのに、直接的に達する場合もありません、途中で一回休憩して目的に達する場合もあろうかと考えます。百貨店法は一回休憩して目的に達するといふような方法をとったのでございませう、百貨店法で目的を達するならば、途中で下車のところで目的を達するならば先まで行かぬでよろしい、こういうことにならうかと考えますので、その点で一つ御了承をいただきたいと思ひます。

○多賀谷委員 私たちは、この法案、すなわち下請代金支払遅延等防止法案に賛成ですから、あえてあまり突き詰めること、じゃこれは撤回いたしましよ

うと言われると困るので、あまり強く

質問をいたしません、しかし同じ時期に同じような法案が出ておるからには必ず質問をされることはわかっているから、あまりおかしな答弁をされるとお困りになるだろうと思う。百貨店法を出されたときはなぜこれを入れないかと言つと、いやこれは独禁法の範囲だ、独禁法でやるからこれを入れないかといふのだ、こゝろ逃げになっておる。そうすると下請代金の方の法律は、これは独禁法のいわば補完的な法律ですから同じようなことが書いてある。だから矛盾しておるから、もう質問があることはわかっていますので、十分御考慮あつて一つ答弁してもらいたい。それ以上、法案を提出するときはやはりそういう関連も考えて法案の提出をなさることを希望いたしました、私は次の質問に移ります。

まず公取に質問いたしますけれども、下請の概念といふは、これはきわめてばくとしておるのです。それでこの法案の中には委託という文句が書かれてある。ですからこの委託といふのは一体どういう意味であるか、まずお聞かせ願いたい。

○横田政府委員 この法案では二条にございまして、下請事業者といふのは、大体製造委託、修理委託、製造には加工も含むのでございまして、製造委託、修理委託という言葉を使ひまして定義を下しておるわけでございます。この委託には別に特別な意味はないのでございまして、要するに製造なり修理を注文する。ただ昨日も申し上げましたように、普通の作つてあるものを買うというのと違ひまして、やはりそこに製造を委託し、あるいは修理

を委託するということになりますと、おのずから注文を出す方の、委託をする方の側のいろいろな条件がございまして、その意向に基いて製造なり修理が行われるところ、一つの特徴が見られるものと思ひます。それ以上に特別な意味はないように考へます。

○多賀谷委員 委託といふのはどういふ意味なんでしょうか。法律的に委託といふ言葉はどういうように使うわけですか。

○横田政府委員 要するに製造なり修理を頼むという関係でございます。

○多賀谷委員 そうしますと、この委託といふのは、法律上は請負に入るわけですか。

○横田政府委員 大体請負とお考へいただいでよろしゅうございしますが、ただ御承知のように民法の請負あるいは売買契約、あるいはその中間に製作物の製造委託、製作を委託するといふ、ドイツ語のウエルク・リーフェルングス・フェルトラークで、これは學者もいろいろ委託になるか売買になるかといふことを論じておられますが、この法案では今申しましたウエルク・リーフェルングス・フェルトラークといふものはもちろん入るわけでございます。単純なる売買より多少違つたものが含まれておりますのは、みなこちらに入るといふふうにお考へしております。

○多賀谷委員 実法民法の請負には委託という文句は使つてなくて、民法の委任の項に委託という文句は使つておる。もちろん委託という文句はこの法律以外に日本の法律にはいろいろ出てきておりますけれども、きわめて範囲をはっきりしなければならぬ、概念をはっきりしなければならぬ場合の文句でありますから、私はあえて聞いておるわけです。普通委託と言われておりましたも、その委託という概念はばくとしておつて、何も委託という定義を吟味する必要のない場合ならあまり文句を言ひませぬけれども、この場合にはいゝゆる脱法の行為もできまして、あるいはその下請といふものがどういふものかという概念をきめる場合に委託といふことがきわめて重要なこととありますので、あえて聞いておるわけです。そこで、民法の請負の項には委託という文句は使つてなくて、委任の項に委託という文句を使つておる。そういうわけで、この委託といふ文句はきわめて間違いやすい文句である、従つてこの場合に使うときには、あるいは誤解を受けるのじやなからうか、こゝろ危懼を持つものですが、もう少し明確にお答へ願ひたい。

○横田政府委員 あるいは他の言葉でもう少し適當なものがございませぬば、それでもいいわけでございますが、私どもは一応研究をいたしました。普通委託という言葉は使われておることでもございませぬし、大体これで十分わかるのじやないかといふことでも、この言葉を用いたわけでございます。もちろんこの定義のところは非常にできがいいと自慢するほどのものではございませぬが、法制局でも非常にこまかく練つてもらひまして、法制局の意向が相当これに入つておるわけでございます。

○多賀谷委員 形式的に言ひますと、あるいは売買というような場合になるかもしれないけれども、取引引においてこの売買のうちで納める方の側はきわめて自主性が乏しい。そして相手方の事業者に対して依存度が非常に高い、こゝろいうような場合にはやはり下請に見ていただきたい。単にこれは形式的に売買であるとか請負であるとかいふことでなくて、法の精神からいへば、一方の納入を受ける方の側はきわめて経済的に有利な立場である、一方納める方は弱者の立場にある、こゝろいう実体的な事実関係の上に立つてこの法律といふものが今提案されておるのだらうと私は思ふのです。そこで私はもう少し実体的なそういう関係を入れる必要があるのではなからうか、こゝろいふふうにお考へするわけですが、委員長はどういふふうにお考へですか。

○横田政府委員 純然たる売買にまでこれを広げて参りますと、非常に範圍が広まりまして、いゝゆる下請といふことからだんだん遠ざかつて参ります。もちろんそういう場合にも、いゝゆる経済上の地位より、取引上の地位が優越しておることを理由にして、不當な取引をするといふ概念には、はまるともあつたわけでございますが、一応この法案は下請の問題を扱つておる建前でございまして、そういうあらゆるものをこれに持ち込むといふことはどうかといふことで、結局製造委託、修理委託ということに範圍をきめたわけでございます。ただしそれだけのことでございまして、先日参考人のどなたかお言つておられました、一番困るのはその親しか使わぬ特殊な品物を注文を受けて作つて持つていって、それをばねられるといふ場合に非常に困る、ほかに持つていけない、つまり融通性のないものを作つておる、そういうのが一番下請の問題として困る、そういうお話でございます。

○多賀谷委員 この法律の運用に當つては、私は実体をとらえて一つ施行に對する監督をしていただきたいと思ふのです。あまり形式的に走りまるとして、その点を要望しておきます。

それから親事業者と下請事業者の關係が、この法律ではあくまで下請といふのは千萬元以下の法人であつて、その対取引が、相手方が千萬元以上である、この場合のみこの法律を適用するのだ、こゝろいふ意図ですか、まずそれをお聞かせ願ひたい。

○横田政府委員 この法律の建前といひましては、親企業は千萬元をこえるもの、下請は千萬元以下といふことで、一応こゝろいふワケができておる以上は、この法律の表向きの適用といたしましては、親企業がそれに達せぬ、あるいは子の方がその資本金をこえます場合は、一応この法律の対象外にはなるわけでございます。しかし大

たが、私どもは融通性のあるなしといふことは、それほど規定の上では、もちろん表には出ておりませぬことでもございませぬし、それまではつきりしたものでなくていいといふふうにお考へしておりますが、単にできておりますものを注文して買うといふような普通の純然たる売買契約といふものまで、これらで規律して参りますと、相当範圍が広まつて参りますので、そこまでは少しどうかといふことで、大体製造委託、修理委託の実質を備えておる、かりに契約上は脱法的に売買といふような名前を契約書にうたいましても、そういうことにはとらわれずに、実質をもつて判定して参りたい、こゝろいふふうにお考へしております。

○多賀谷委員 この法律の運用に當つては、私は実体をとらえて一つ施行に對する監督をしていただきたいと思ふのです。あまり形式的に走りまるとして、その点を要望しておきます。

は必ず勧告という手続を必要に前置するといふ建前をとっておらないのはそのためでございます。

それから勧告を聞きませんものにつましまして、おそらく独禁法を適用して、成規の手続に移る、こういう段階になると思います。従いまして、勧告に従わなかったものうち、特に悪質のものを独禁法にかけるという趣旨では実はないのであります。

○佐竹(新)委員 ちよつと関連。今の多賀谷君の質問はきわめて重要な質問だと思ふのですが、勧告をして勧告を聞かなかつたならば、直ちにこれが独禁法の適用の対象となるのであるか、最後のぎりぎりまでいって、それで悪質なものを独禁法の対象とするのであるかというところは、今多賀谷君の言われたように非常に間があるわけですか。こういう法律を作るときに、ややとすると国会において決議しても、あるいは委員会附帯決議をつけても、実際の法の運用に当ってはこれが守られた事実が今までの。ですから、こういうことはここでははっきりしておかないと、今度行政事務の執行に当って、せつかく法律を作っても、公取の問題に出たときにそれがあいまいになつて、つじつまが合わないという結果になると非常に困りますので、そこをもう一度、勧告をしたら直ちにこれが独禁法の処置の対象になるのであるかどうかというところを明確に答えていただきたいと思ひます。

○横田政府委員 勧告に従わなかつたものに対して、原則として独禁法を適用することになるといふことは先ほど申し上げた通りでございます。ただこの独禁法の適用と申しますものは、不

公正な取引方法について、実はこのこと自体に対しては罰則がないのでございまして、これは審決をもつてある行為を命じて、その命令に違反した場合に初めて、先ほど申すか申し上げました体刑までございまして罰則が規定してございまして、従いまして、勧告に従わなかつたときに得る措置といふのは、もう一ぺん成規の手続を経まして審判をいたしまして、審決という形で支払いを命ずる、あるいは減額いたしましたものをまた払わせるというようなことになると思ひますが、そういうのがこの勧告に従わなかつたときに次にとれる措置、こういうことになるわけでございます。ただ場合に依りまして、勧告に従わなかつたその後いろいろな会社の特別な事情ができて参りました、それこそ会社更生というような問題に発展してあるいは破産してしまふということになりますと、これはもう公取としての支払いを命ずるというよりも無意味になりますので、そういうことも無意味な場合にはあるいは審判を開かないことがあるかもしませんが、しかし原則として、勧告に従わなかつたものに対しては直ちに成規の手続に移るといふふうにお考え

○佐竹(新)委員 この法案は、いわゆる下請代金の遅延する場合に重要なウエイトがかかつておるわけですか。しかし今の委員長の説明によると、結局手形が不払いになつたら訴訟を起して裁判でとると同じような結果になつてしまふ。それならこの法律というものはあつても何ら意味をなさぬことになつて受けるのだから何もうこういふ法

律を作る必要がない。そこに公取の強い勧告の意思表示があつて、そして事を早急に運ぶのでなければ意味がないが、この点に対してはどうお考えになつておるか。

○横田政府委員 いろいろごまかいことを申し上げましてかえつておわかりにくかつたかと思ひますが、先ほどから申しておりますように、勧告に従わなかつた場合には公正取引委員会が独禁法の規定に基づく手続をとるといふふうにお考えいただいでつけようござい

○多賀谷委員 実は勧告に従わなかつたという場合には何か独禁法に移さないで、その前に、罰則と言へば語弊がありますがとり得るんじゃないか。全部独禁法に移してまた審判をやつて、それから罰則の適用を受ける、こういうことでなくても、勧告を聞かなかつたというところ自体何か独禁法以外の処置を立法論としてやり得るのじゃないか。そういうことを考えるわけですか。ですから、せつかくこの法律ができておるのですから、あるいは独禁法を一部適用除外をする、こういう面があつてしかるべきではなからうか、こういうふうにも考えるわけですか。そこで勧告があつて、その勧告を聞かなかつたというところに対して何らか法律で差しとめ命令、これは私にわぬのに差しとめ命令というわけにいかぬでしょうが、何かそこに行政的な罰則処置がとられてしかるべきではなからうか、こういうふうにお考えをわけですが、立法論としてどういふふうにお考えですか。

は、勧告に従わなかつた場合に公表という一つの方法を用意しておるわけでございます。これは、公表などをおそれないような企業にとつてはあつてもあまり効果がないとおっしゃるかもしれませんが、これは実情から考えまして、この公表というところは相当な痛みの措置ではなからうかと思ひます。この公表といふこととあわせて先ほどの独禁法の適用、これを適当に運用してもらうといふことによつて、むしろ勧告に従わなかつたというふうなおもしろくない事態が生じないようにいたしたいといふふうにお考えをしております。

○多賀谷委員 どうもこの法律は前進しておるようでありませうけれども、よく吟味してみると全然前進してない。要するに独禁法で今までおやりになつておることを法律化されただけです。法律として前進した法律とはどうも考えられない。なるほど新しい法律を作るのですから、私はその新しい法律を特に作つて、独禁法で今までおやりになつておることを特にこのように掲げてこれで行くのだというのを明らかにされていくのは確かに効果があると思ふのですが、いろいろ聞いておると、結局独禁法で今までおやりになつた政令あるいはその他の問題を抜き出してここに掲げられておる、こういうことしか私はその発展的な進歩的な意義を見出すわけにいかないのです。単なる体刑とかあるいは罰金といふような罰則をつける前に、長期にわたるような取引関係を放置するわけにいかない、これに何らか行政的処置があつてしかるべきだと私は考えるのであります。そのことは他の法律にも見受けられるところであります。何

も裁判所の仮処分をもつてするわけではないのですが、その裁判所をわざわざなくとも、私は他にそういうような法律があることを知つておる。たとえば労働法あたりは最終の判決がある前にその勧告をして、それを聞かなかつた場合は一週間につき十萬円という金額の、いわば罰金的なものを取つておる。こういうふうな最終的判決の前、事前的な処置があつてしかるべきだ、またこういう法律はそういうことが必要である、こういうふうにお考えをわけですが、委員長はどういふふうにお考えですか。

○横田政府委員 これは昨日も申しましたように、支払い遅延に対しての特的な損害賠償でございますか、そういうものを支払うといふようなことも一つの制度としては考え得るわけでございます。しかし大体金銭債務は、御承知のように別に法律に規定はございません。また、法定利息だけの損害賠償といふものは当然ついて参るわけでありませうが、それ以上にだけだけのものをこれを損害としてつけるか、またその額をだれが判定するか、またその額についての支払いをどういふふうにお定するかといふことになつて参りますと、これは非常に問題が複雑でございます。これは是非問題が複雑でございます。まして、これはいわゆる司法上の問題にも関連して参りまして、公正取引委員会でも踏み込んでいろいろ問題がないではないわけでございます。まして、その意味におきまして、この法案には特別のそういう方法は規定してないわけでございます。

○多賀谷委員 現在の取引関係をただ法律化したといふだけで、どうもそれ

以上踏み切る勇氣を持たれぬようですから、私はこれ以上質問いたしませんけれども、もう一回さっきの点をほつきりしておきたい。それは勧告を聞かなかつた場合は、直ちに独禁法の審判の手續に入る、こういうように理解してよろしいですか。

○横田政府委員 大体そういうふうにお考えいただいていいと思います。

○多賀谷委員 最後に私政務次官にお聞きいたしますが、実はこの前、政府の調達をいたします用品あるいは請負に出しますいろいろな工事、このことについてちょっと私見を述べておいたわけですが、さらに私は下請に關連して意見を述べておきたいと思つて、政府の品物を調達する場合、注文をする、そしてさらにそれを下請に親企業が出す、こういうような場合には、親企業は政府から幾らで請けたのだ、こういうことを明示する必要があると私は思う。明示してもいいはずである。政府の予算で初めからはじいたもので、私の方ではこれは幾らで請けて、利潤を幾ら取って、そして幾らで下請に渡す、こういうことを、いやしくも政府の需品關係については、あるいは請負關係についてはほつきり明示してしまふべきだ、かように考えるわけでありまして、政務次官としてはどういうふうにお考えですか。

○川野政府委員 明示することはいかかかと考えますが、しかし實際問題といたしましては、下請業者が政府にその値段等を聞きに参ります場合には、これを懸す必要はございませんから、数字を明らかにすることになり、結果から申しますと、明示

したと同様な結果になるのではなからうかというふうにお考えしております。

○多賀谷委員 そうすると政府に聞きに行けばほつきり教えますか、それは間違ひありませんか。

○川野政府委員 その点については請負金額は隠すべきものではないのですから、それは当然公表すると思つてお

○多賀谷委員 とするでは困るので、公表しますかと聞いておるので

○川野政府委員 公表いたすと存じてお

○多賀谷委員 それは公入札だけではなくて隨意契約も公表される、こういうふうに解釈してもよろしいですか。

○川野政府委員 その通りでございます

○多賀谷委員 それではよろしいで

○加藤(清)委員 時間がないようでありまして、百貨店法のときもそうでございますが、今度の場合もそうでございますが、近ごろだれも公取の仕事がふえるようでございます。今までは大

体政府の方針では、公取というのはあはれは無用の長物である、だからなるべく小さくした方がよい、弱体化した方がよいというので、だんだん骨抜きにしたりかき落したりして小さくしてき

たようでありまして、今年はどういう風の吹き回しか、百貨店の審査をしたら、あれは公取でやるのだということ、今度の場合にも、これもいよいよいけない場合には独禁法の審決によるのだ、こういうような話である。そう

○横田政府委員 たいま御指摘の点はまことにごもっともでございます。公取といたしましては、たいまきわめて少い人員で非常な努力をいたしまして、三年間下請問題と取り組んで参つたわけでございます。さらに今回この法案が幸いに成立しますれば、対象となる下請業者の範囲も非常に広がることとございますので、たいまの陣容ではとうてい完全な運用をするこ

とは困難ではないかと考えます。もちろん中小企業庁その他の援助も相当期待いたすわけでございますが、何せ公正取引委員会が中心になりまして最後の決断を下すわけでございますので、とはどうしても不可欠のように考えるわけでございます。われわれといたしまして、この法案の提案と同時にそういう措置をとり得なかつたことをまことに残念に存じます。いろいろその後研究をいたしまして、できるだけ近い機会におきまして、その拡充に

向いてまいりたいという政府の方の了解を得まして、そういう取り運びにいたしたい。今着々といろいろ検討いたしておる次第でございます。

○加藤(清)委員 これは最後のきめ手になると思つておられます。あなたの方がどんな法律をお作りになると、どんなに独禁法を強化なさると、その仕事に携わる人が十分にできるような組織

なり、あるいは場所なりが与えられておらないと、仏作って魂入れずだと思つた。果してできるかできないか、私はできないという見通しと過去の体験を持っておられます。それを後ほど申し上げますが、今のこのままの状態では、とてもできないと思つてお

す。そこで次官は、今のような公取委員長の見解が通産省に申し出られたときに、通産省としては、予算措置をとるなり、あるいは人員をふやすなりという腹はありますか、ありませんか。

○川野政府委員 実はこの側面的の援助につきましては、あらゆる面におきまして協力を申し上げたいというふうにお考えしております。なお、若干ではございますが、これに対するある程度の旅費も実は用意いたしておる、こういう実情でございます。しかし将来におきましては、さらに側面的に協力していくために、ある程度の旅費等もさ

らに今後政府に要求いたしまして、目的を完成いたしたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○加藤(清)委員 その旅費とか調査費等で、たいま予算に盛つてある費用、それから今あなたのおっしゃいました、将来ふえるであろうと予想される調査費、旅費等は、一体幾らあります

算折衝をいたしまして、予算をとりた

○加藤(清)委員 旅費や調査費がきめ

手になるということは、この間うち中小企業の金融の問題を取り扱つた場合

にでも、すでに御承知の通りなんです。第一、中小企業金融公庫が非常に

不人気を買つているというものは、手足がないからだ。かりに手足のある国民金融公庫としても、金融が都会中心になつて、いなかの方に流れていないわけは何かといったら、それは旅費がな

いからだ、調査費がないからだという答弁なんです。それと同じことがまた横田公取委員長ははじめに純情な方で、一生懸命にやります、御期待に沿うようにやりますとおっしゃる。それでは公取の人に聞きますが、自分の月給をピンはねしてもそれを旅費に使つていくだけの勇氣のある職員が、一体何人おられますか。大体十五万円程度で、全国の旅行がどれだけでもできますか。その旅費の中には、宿賃も入るでございます。乗つてどれだけの距離まで行けますか。冗談じゃないですよ。そういうことでは、幾らあなたたちがここで抽象論を言つて法律をよくお立てになつたとしても、経済面で実行ができません。じゃありませんか。だから、予備費があるとおっしゃるならば、こういう問題が起きたときに、一体幾ら追加して出すだけの用意があるかということ、私は聞いたのですが、その答えがないのです。

○川野政府委員 実はたいま大へん少い数字を申し上げまして恐縮でござ

います。しかし中小企業庁のこの面に対する旅費の数字を申し上げたのでございまして、その他の面の旅費を実は若干用意してございますから、そういうほかの要件も兼ねましてできるだけ協力を申し上げます。しかしこの法律が通過いたしますれば、ある程度の旅費等が要することは当然でございますから、さらに今後機会がございましたらば、旅費等を要求したいと存じます。なお予備費等から旅費に繰り入れること等がございましたらば、今後検討いたしまして、できる限り御趣旨に沿うようにいたしたい、こういうように考えております。

○加藤(清)委員 生産性本部に十億も貸してあるほどの金があったら——私は十五億と間違えていらつしやるのじゃないかと思うのですが、十五万円ばかりで公取をいじめたり中小企業庁をいじめたりせぬで——だから保守党の政策は上に厚く下に薄いと云われる。そういうことを言われるのがつらかったら、この際思い切つて中小企業庁の費用やあるいは公取委の費用をふやされるということの方が、より大臣やあなたの評判もよくなるのです。

そこでお尋ねしますが、こういう支払い遅延の事件があらにもこちらにもわんざと起きておるといふ事は、皆機械的存じの通りであります。この事件が起きた際に、裁判に訴えた方がいいのか公取にお願ひした方がいいのかという点を、中小企業の身になって私は考えておる。さてあなたの方は、この場合に訴えを聞くかあるいは聞き込んで調査するかをおやりになるでございませうが、それを聞き込み、訴えを聞いて調査して、それから取り寄

せて審判をして、決定をして、勧告をする、これに一体どのくらいの時日を今まで要していらつしやいますか。下請関係の問題で一体どのくらいの日時を要していらつしやいますか。

○坂根政府委員 その問題は過去において私もやりましたから、お答えを申し上げます。案件によりまして大体二カ月くらいでいろいろやつております。ただし従来は大体年度末を目ざして計画書を出しておるのですが、その経過は大体二カ月くらいであります。

○加藤(清)委員 二カ月で勧告が行われると、こういうわけですか。

○坂根政府委員 そうです。

○加藤(清)委員 その次に、勧告を行われて、それをきかないものは独禁法の審決によると、こういうことだったのですが、独禁法の審決によるとという場合には、それまでにどれだけの日時がかかりますか。

○坂根政府委員 そのケースは今までございませぬから、ちよつとお答えいたしかねます。

○加藤(清)委員 それでは推算でよろしゅうございませぬ。

○坂根政府委員 これは審判をいたしますときには、すでに事態が相当はつきりしておりますから、割合早くやれると思ひます。

○加藤(清)委員 割合に早くでは困るんです。下請は手形が一日割れるか割れぬかで倒産するんです。割合に早くなくて、そんなのんびりした事態じゃないんです。あなた、実態をよくつかんで下さい。割合に早くできぬ——割合ぐらいで事が足りるなら中小企業はぶつ倒れませぬ。何も好んでぶつ倒れる人は一人もないんだ。みんなこれ銀行の不渡りから、思わざるこ

とで当てごとが向うからはずれてぶつ倒れてくるんです。だからこれは大體とか、だろぐらゐの答弁じゃ期待はずれなんです。一体どのくらいでやるつもりなんですか、はつきりして下さい。

○坂根政府委員 たいま私が割合に早くやれる、こう申し上げましたのは、今まで公取で取り扱つております大きい事件の審判がかなり長引いておりますから、それと違つて本件については、もし審判をやる事柄ならばケースがはつきりしておりますから、非常に早く所定の手続がとれるだろう、こう申し上げたのであります。

○加藤(清)委員 私は具体的数字が聞きたいのだけれども、こんなことで押し問答をやつておると、それこそ手形が不渡りになると困るから……。(笑声)

次に、公表するとおっしゃいましたね、公表したら効果があると委員長はおっしゃった。なるほどこれはないよりました。ところが、委員長、これからが大事だからよろしく聞いて下さい、話はこれからおもしろくなる。(笑声)

よろしゅうございませぬ。公表をするということが果して下請を救うという結果になるとお考えになるのは、これは一般論でございませぬ。それはそれでしよ。新聞に悪いことがどんどん出るものだから、あんなに新聞に書かれちゃかなわぬというので、横着しようと思つてもおとなしくするのだから、その精神からいへば、当然あなたの答えは正しいと思つ。しかし実態というものはしきくさきさように簡単なものではございませぬ。もしそれこへきて下

請の人が、私のところの親企業の支払がおそいなんというのを一言でも言おうものならば、親企業からバクンとやられますよ。お前のところはおれに恥をかかしたのだからもうやめといてくれ、ほかに幾らでもやりたい人があるんじや、こういうことで、むしろ親企業を反省させようと思つてやつたことが、やがてその直接の関係者である下請企業をいじめ、苦しめ、やがてはその仕事を上げる結果になつていくというのを委員長はよくと反省してもらいたい。御承知であつたのですならば、これを国会のこの法律の立法措置の中へなせ入れられなかつたかという点を聞きたい。それは何も親企業だけが悪いとは私は言ひませぬ。

なぜかならば、悪いことを何回か繰り返したその親企業でも、仕事を与えたら、なおその仕事に尾を振つて追つかけるところの下請があるからでございませぬ。じゃこれ下請が悪いかといふと、そうでもない。下請はあまりにも数が多過ぎて、仕事が少いから、やむなく自転車操業のために尾を振つていかなければならぬ、こういうことなのです。要は自民党の経済政策をみずから反省して、ここに根本的な中小企業の対策を立てぬことには、公取委がどれだけ裁判官や検事や判事の古株をみんな集めてやつても、どっこい、なかなかできません。さて、これについて委員長としてはどうお考えになりますか、公取の委員長でございませぬ。

○横田政府委員 下請問題と申し、百貨店の問題と申し、いずれもただいまお説のように非常に立場の弱い下請業者あるいは納入業者の地位をいかに向上せしめるかということに最終的目的

があるわけでございますが、これは下手をいたしますと、御承知のように下請業者なり納入業者の首を締めることになるのでございませぬから、この点に實にこの何年間か、われわれ実務上非常に苦勞をいたしました点でございませぬ。ここにやはりあまり手荒な、思ひ切つた手段がとれないという面があるわけでございます。この点は一つ今後、なるほど手不足でございまして十分な調査手当をいたすことができませんけれども、できる限りの方法をもまちして、一面におきましては相当強いところを見せながら、しかも親企業の納得のいく線で中小企業の地位の向上をはかるという大体的方針で、ただいままでやつて参りましたし、今後この寛政よろしきを得た運用によりまして、この問題の是正に努めたいと思つておるのであります。

○加藤(清)委員 ほんとうはそういう抽象論では私は満足しませんが、要は下請の身になつてみれば、自分が納めた品物の代金がお産手形や台風手形で、それでもなおその時期にもらえなかつたというのを訴えた。訴えたらあげくの果ては今度は金を取られたんじやなくて、仕事を全部取り上げられてしまった、こういう結果になつた。あえてそういう訴えをしなくても、本委員会が審議しただけでもつてどえらくいじめられてしまったという実例を申し上げたいと思つ。かつて私は東芝の下請代金の支払いが遅延しておるといふことを、東京都の部分品を作つておる人から訴えられて——はつきり言ひませう、帆足君に頼まれたんです。そこでここでやりました。それから半年後にこういうことが起きた。私の名古

六

この際川野通商産業政務次官より発言を求められておりますのでこれを許します。川野通商産業政務次官。

○川野政府委員 たいま附帯決議が満場一致可決されたのでございませうが、政府といたしましても決議の趣旨を尊重いたしまして、できるだけ御希望に沿いたいと存する次第であります。

○神田委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は明二十六日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

〔参照〕

下請代金支払遅延等防止法案に関する報告書(内閣提出)
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月二十八日印刷

昭和三十一年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局